



働きがいの

そばには労働保険。

労働保険

労災保険 + 雇用保険

☑ 雇ったら、入る。労働者を守る。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、
労働者を一人でも雇っていたら、
労働保険の成立手続きを行う義務があります。

電子申請なら24時間、365日いつでも手続き可能! **口座振替納付**も便利

詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

労働保険 特設サイト



▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所（一社）全国労働局労働関係団体連合会・全国社会保険労務士会連合会

